

沿道地区計画届出書に添付する図面

図面は2部以上提出してください。

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1)土地の区画形質の変更	区域図	1/1000 以上	区域図には、周辺の公共施設を表示すること。
	設計図	1/100 以上	
(2)建築物の新築・工作物の建設	案内図	1/1500 程度	開口部の仕様を明記すること。
	敷地求積図	1/100 以上	
	配置図	1/100 以上	
	各階平面図	1/100 以上	
	断面図(2面以上)	1/100 以上	
	断面詳細図	1/20 以上	壁、屋根の構造がわかるもの。
	立面図	1/100 以上	
	垣・柵断面図	1/20 以上	
(3)建築物の用途の変更	案内図	1/1500 以上	
	配置図	1/100 以上	
	各階平面図	1/100 以上	
	断面図(2面以上)	1/100 以上	
	立面図(2面以上)	1/100 以上	
(4)建築物等の形態・意匠の変更	案内図	1/1500 程度	
	立面図(2面以上)	1/100 以上	
(5)樹木の伐採	区域図	1/1000 以上	
	施行図	1/100 以上	

建築物の構造に関する防音上の制限について(住宅など静穏を必要とする建築物の居室相当部分に限る)

窓および出入口

閉鎖した際に防音上有害な空隙が生じないもので、ガラスの厚さが0.5cm以上でサッシが金属製のもの、又は日本工業規格 A4702 に規定する防音ドア若しくは日本工業規格 A4706 に規定する防音サッシ。

排気口、給気口、排気筒および給気筒(次のいずれかに該当するもの)

シャッター若しくはレンジフード付き換気扇その他の音の進入防止措置を講じた換気設備。
熱交換型の換気装置。

開閉装置付きの給排気口及び給排気筒。ただし屋根裏、床下等に設ける自然換気のための必要最小限のものは除く。

屋根

住所等に一般に採用されているもののうち、遮音効果のあるもの。ただし、コンクリートおよび軽量コンクリート以外のものについては、居室の天井が設けられているもの。

壁

建築基準法第30条に規定する遮音上有効な構造に準ずるもの、又は同法第2条第8項に規定する防火構造とし、内壁が設けられているもの。

問合せ先 練馬区 都市整備部 地区計画担当 03-5984-1527